

## 第9節 自動車車庫及び自動車修理工場

### ■第50条（自動車用の出口）関係

（自動車用の出口）

- 第50条 自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。以下この節において同じ。）又は自動車修理工場の敷地の自動車用の出口は、幅員6メートル以上の道路に接する場所に設けなければならない。ただし、市長が自動車車庫若しくは自動車修理工場の規模若しくは周囲の状況により通行上支障がないと認めて許可したもの又は消防用自動車の車庫については、この限りでない。
- 2 前項の自動車用の出口は、次に掲げる道路に接する場所に設けてはならない。
- (1) 道路（幅員が6メートル未満の道路を除く。）の交差点又は曲がり角（120度を超えるものを除く。）から5メートル以内の当該道路
  - (2) 踏切から10メートル以内の当該道路
  - (3) 縦断こう配が12パーセントを超える道路
- 3 第1項の規定は、建築物に附属する自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の2分の1以内のものに限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
- (1) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内の場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員4メートル以上の道路（法第42条第2項の規定により指定された道と同項の規定により道路の境界線とみなされる線との間に存する敷地の部分を道路として築造しないものを除く。第3号において同じ。）に接するとき。
  - (2) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内の場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員5メートル以上の道路に接するとき。
  - (3) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超える場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員4メートル以上の道路に接し、かつ、敷地のうち当該道路に接した部分について、6メートル以上の間口及び当該道路を含む6メートル以上の奥行き（当該道路の反対側の境界線（当該道路が法第42条第2項の規定により指定された道である場合には、道の反対側の境界線をいう。）からの水平距離をいう。）を有する空地を道路状に築造するとき。ただし、その接する道路が同項の規定により指定された道である場合は、自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以内のものに限るものとする。
- 4 建築物に附属する自動車車庫が2以上ある場合で、その敷地が2以上の道路に接し、かつ、それぞれの自動車用の出口がそれぞれの道路に接するときにおける当該自動車車庫に係る前項の規定の適用については、同項各号の規定中「自動車車庫」とあるのは「2以上の自動車車庫」と、「合計」とあるのは「それぞれの自動車車庫ごとの合計」と、「自動車用の出口」とあるのは「自動車車庫ごとの自動車用の出口」とする。
- 5 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車用の出口は、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

#### 【趣旨】

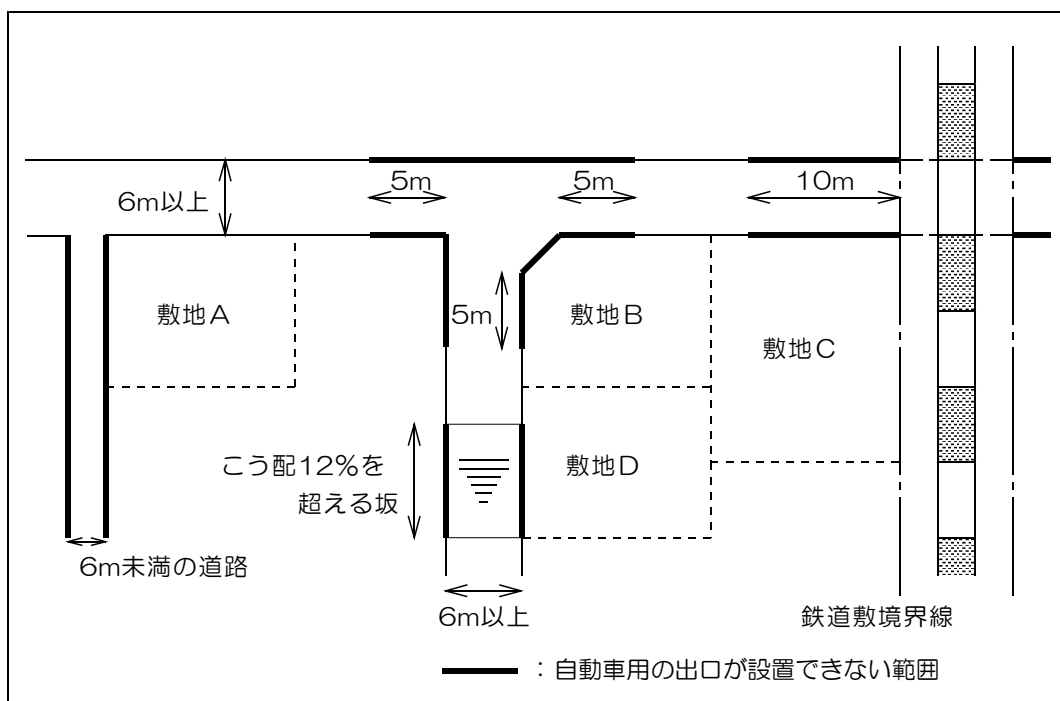
本条は、交通上の安全を目的として、自動車車庫及び自動車修理工場における自動車用の出口の位置や前面道路との関係について定めたものである。

【解説】

1. 「自動車用の出口の位置」について

この規定の対象は、単独の自動車車庫、建築物に附属する自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内を除く。）及び自動車修理工場の敷地です。これらの用途に供する建築物の敷地においては、自動車用の出口を次の場所に設けることができません。

- (1) 6メートル未満の道路・・・・・・・・・・・・・・・・敷地Aのタイプ
- (2) 道路（幅員が6メートル未満のものを除く。）の交差点又は  
曲がり角（120度を超えるものを除く。）から5メートル以内の当該道路・・・・・・・・敷地Bのタイプ
- (3) 踏切（鉄道敷境界線）から10メートル以内の当該道路・・・・・・・・敷地Cのタイプ
- (4) 縦断こう配が12パーセントを超える道路・・・・・・・・敷地Dのタイプ



■ 図 3 6 : 自動車用の出口の位置

2. 「許可」について（第1項）

この規定による許可は、法第43条第1項ただし書きによる許可を要する場合でも、別に許可が必要となりますのでご注意ください。

3. 「道路状に築造する」について（第3項第3号）

「道路状に築造する」とは、前面道路と一体利用が可能な構造とすることをいい、築造は工事完了までに行う必要があります。

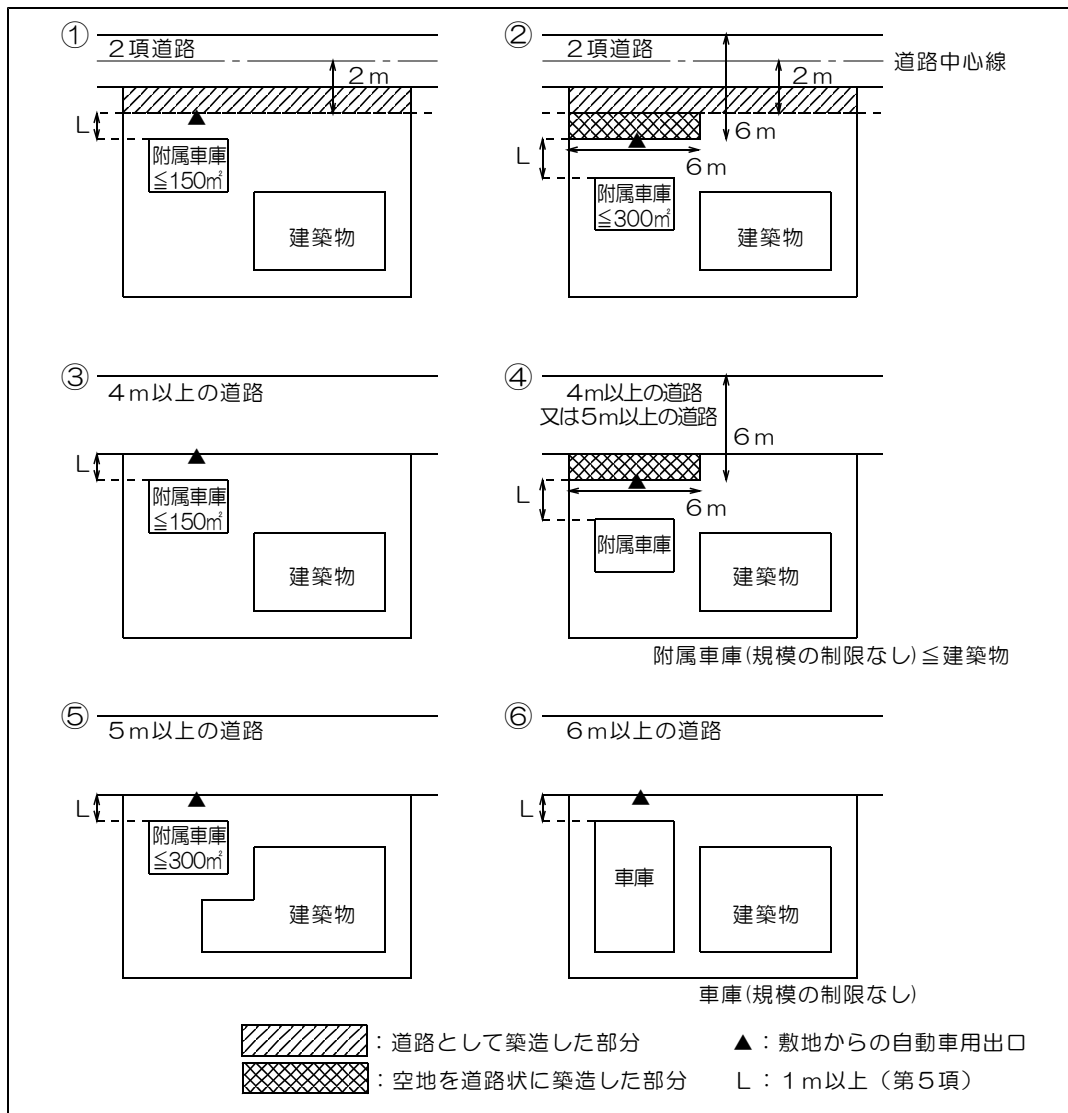
#### 4. 「適用除外」について（第3項）

第3項の規定を例示すると、次のとおりです。なお、3号による空地は、第5項における道路とみなして取り扱います。

■表3：「自動車の出口の位置」

道路幅員		2項道路で道路後退部分を築造		4m以上の道路		5m以上の道路		6m以上の道路
敷地の空地整備の有無		空地なし	空地あり	空地なし	空地あり	空地なし	空地あり	—
付属車庫	150㎡以内	①	②	③	④	⑤	④	⑥
	150㎡を超え 300㎡以内	×	②	×	④	⑤	④	
	300㎡を超える	×	×	×	④	×	④	
単独車庫	50㎡を超える	×	×	×	×	×	×	○

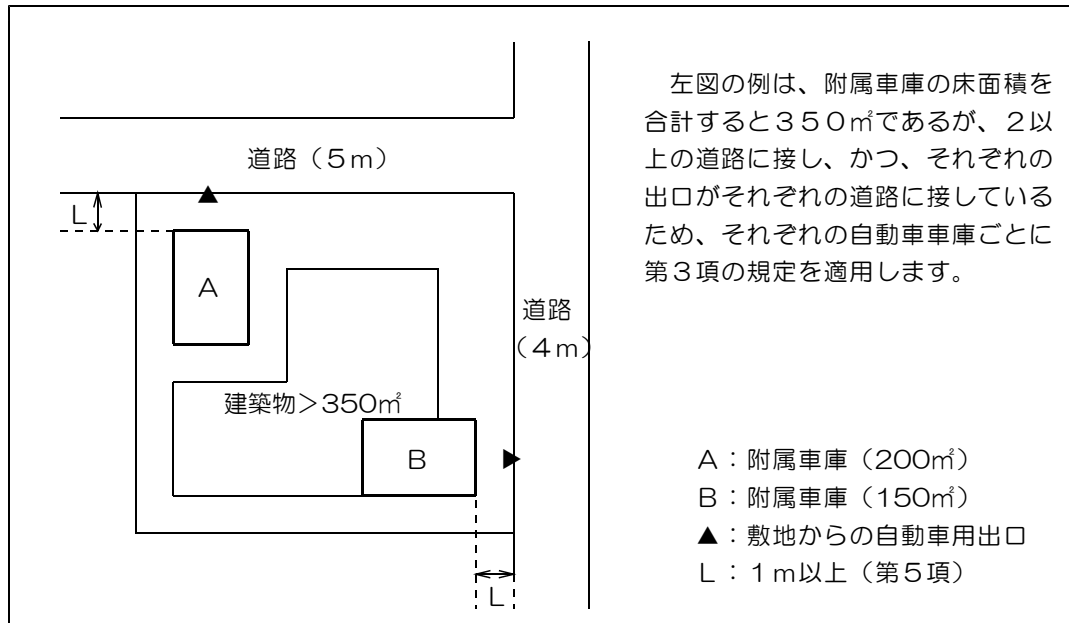
○数字：建築できる(丸数字☒参照)    ○：建築できる    ×：建築できない



■図37：自動車の出口の位置

## 5. 「自動車車庫が2以上ある場合」について（第4項）

第4項の規定を例示すると、次のとおりです。



■ 図38：自動車車庫ごとに適用する例

## ■ 第51条（構造）関係

（構造）

第51条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

2 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。

- (1) 自動車を収容する部分が避難階以外の階にあるもの
- (2) 自動車を収容する部分の上に2以上の階のあるもの
- (3) 自動車を収容する部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のもの

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物には、適用しない。

(1) 階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次に掲げる基準のいずれにも適合するもの

ア 主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号の基準に適合する構造とすること。

イ 外周部を隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物（以下「隣地境界線等」という。）から1メートル以上離すことができない場合は、外周部を隣地境界線等から50セ

ンチメートル以上離し、かつ、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1.5メートル以上の防火塀を設けること。

ウ 外周部は、各階の天井面（外周部に垂れ壁、はりその他これらに類するものがある場合にあつては、それらの下端）から下方50センチメートル以上を常時直接外気に開放し、かつ、当該常時直接外気に開放している部分の面積を各階の床面積の5パーセント以上とすること。

エ 短辺の長さを55メートル以内とすること。

オ 外壁の開口部について防火設備を設けない構造とすること。

(2) 自動車を収容する部分が避難階にあり、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 自動車を収容する部分の床面積の合計が100平方メートル未満で、かつ、その部分の主要構造部（直上階の床を含む。）を政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造とし、その他の部分と同号の基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画したもの

イ 自動車を収容する部分の上部に他の用途に供する部分がないもの

#### 【趣旨】

本条は、防火上の安全性を目的として、自動車車庫又は自動車修理工場の耐火性能について定めたものである。

#### 【解説】

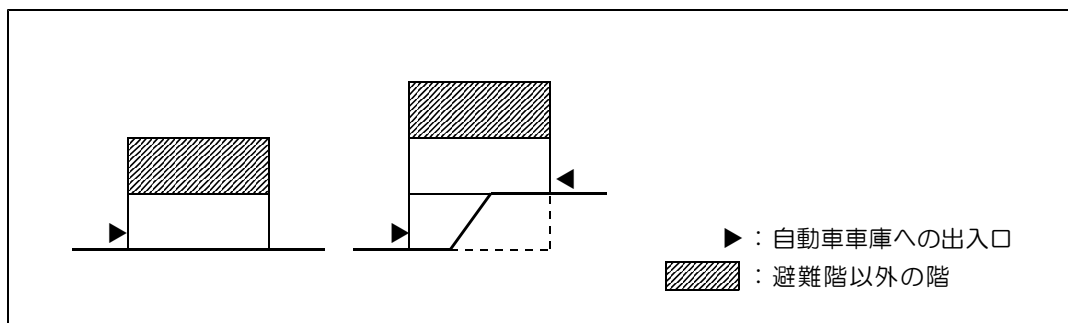
##### 1. 「自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物」について

「自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物」とは、次に掲げる建築物をいいます。

- (1) 建築物の全部が自動車車庫又は自動車修理工場
- (2) 建築物の一部が自動車車庫又は自動車修理工場

##### 2. 「避難階」について（第2項第1号）

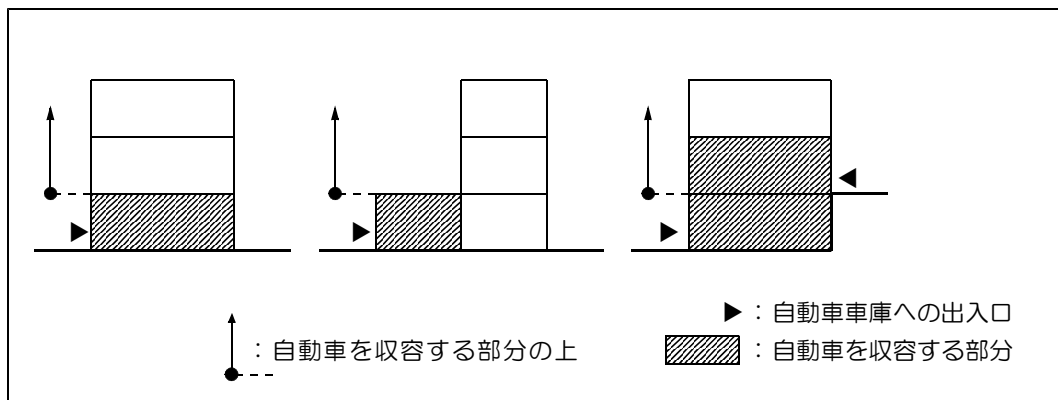
「避難階」とは、政令第13条と同様に、直接地上へ通ずる出入口のある階をいい、自動車が誘導車路等を経由せずに、道路から自動車車庫に出入りすることができる階のことをいいます。



■ 図39：避難階以外の階の例

### 3. 「自動車を収容する部分の上に2以上の階のある」について（第2項第2号）

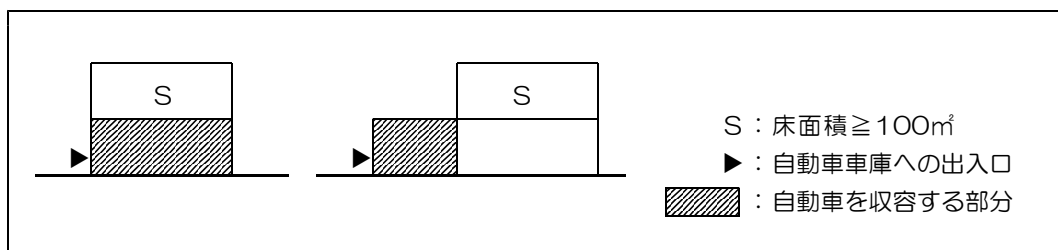
「自動車を収容する部分の上に2以上の階のある」とは、自動車を収納する部分の直接の上部のみに限らず、同一建築物である場合は、平面的な重なりがなくても自動車を収容する階の上に2以上の階層が存在するものをいいます。



■ 図 40：自動車を収容する部分の上に2以上の階のある例

### 4. 「自動車を収容する部分のある階の直上階」について（第2項第3号）

「自動車を収容する部分のある階の直上階」とは、自動車を収納する部分の直接の上部のみに限らず、同一建築物である場合は、平面的な重なりがなくても自動車を収容する階の直上にある階の全部をいいます。



■ 図 41：自動車を収容する部分のある階の直上階の床面積が100m<sup>2</sup>以上の例

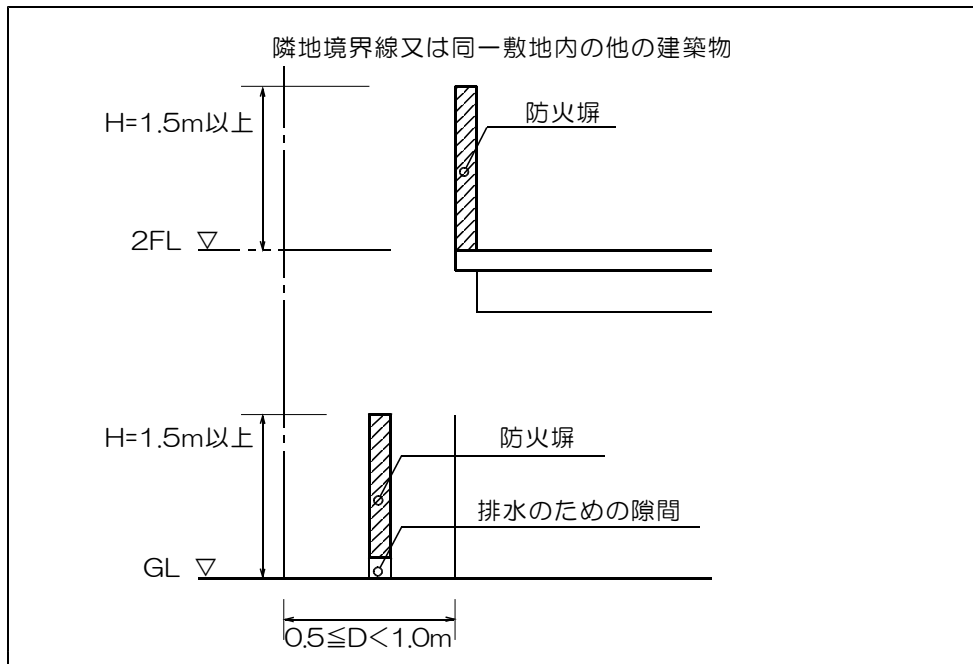
### 5. 「階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫」について（第3項第1号）

第3項第1項の規定は、平成14年5月27日付け国土交通省事務連絡に準拠しており、詳細は「建築物の防火避難規定の解説2005（編集 日本建築行政会議）」（p159）に掲載されていますので参照してください。

なお、3層4段以上の自走式の自動車車庫は適用除外の対象としていないので、注意してください。

6. 「防火塀」について（第3項第1号イ）

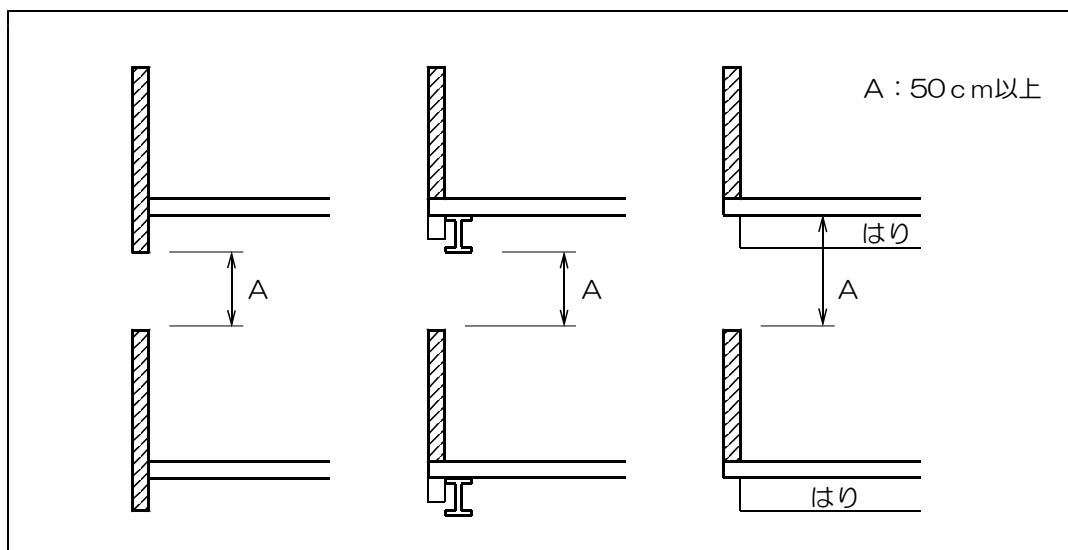
「防火塀」は、延焼のおそれのある部分以外の部分及び傾斜路の部分には設置する必要がありません。また、地上階の防火塀底部には、排水のために防火上支障のない程度の際間（概ね50センチメートル以下）を設けることができます。



■ 図 4 2 : 防火塀の設置例

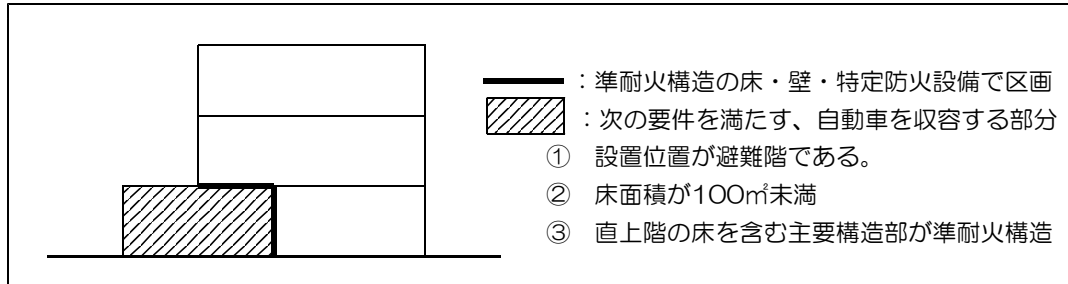
7. 「外周部に垂れ壁、はりその他これらに類するもの」について（第3項第1号ウ）

「外周部に垂れ壁、はりその他これらに類するもの」とは、垂れ壁、はり、防火壁やその取り付け材及びけた等の横架材をいいます。



■ 図 4 3 : 常時直接外気に開放する範囲の例

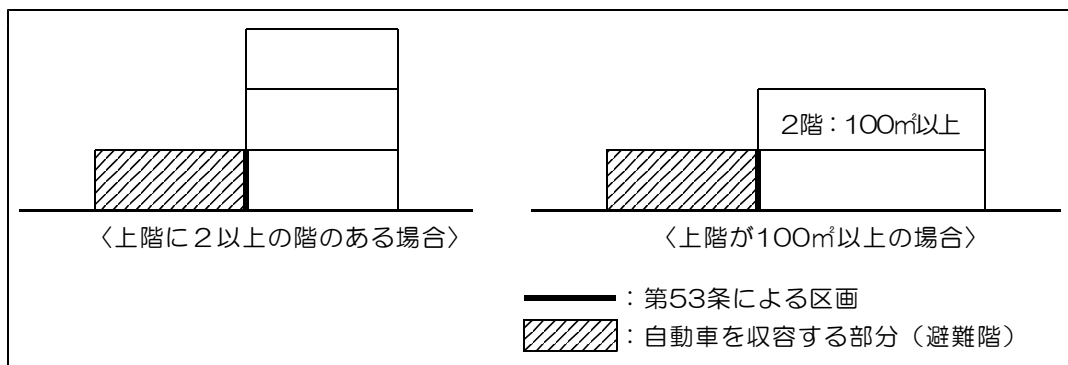
8. 「準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画」について（第3項第2号ア）  
第3項第2号アの規定を例示すると、次のとおりです。



■ 図 4 4 : 準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画の設置例

9. 「自動車を収容する部分の直上に階がない」について（第3項第2号イ）

「自動車を収容する部分の直上に階がない」とは、自動車を収納する部分の直接の上部をいいます。



■ 図 4 5 : 第2項を適用しない建築物

■ 第52条（構造設備）関係

（構造設備）

第52条 自動車車庫又は自動車修理工場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 床が地盤面下にある場合は、外気に通ずる適当な換気設備を設けること。
- (2) 床及び作業用ピットは、耐水材料で造り、排水設備を設けること。
- (3) 避難階以外の階にある場合は、避難階又は地上に通ずる直通階段又はこれに代わる施設（自動車用通路を含む。）を設けること。

【趣旨】

本条は、平常時における安全・衛生と災害時における円滑な避難を目的として、自動車車庫又は自動車修理工場の構造設備について定めたものである。



【解説】

1. 「換気設備」について（第1号）

「換気設備」は、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定と同様に、内部の空気を1時間につき10回以上外気と交換する能力を有する換気扇を設けることが望まれます。ただし、換気に有効な窓その他の開口面積が、床面積の1/10以上ある場合は、換気扇等と同等の機能を有するものとみなすことができます。

■第53条（他の用途に供する部分との区画）関係

（他の用途に供する部分との区画）

第53条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 第51条第2項の規定により耐火建築物又は政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならないものにおいて、他の用途に供する部分とを同号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにおいて、他の用途に供する部分とを準耐火構造の床又は壁で区画し、その開口部には法第2条第9号の2に規定する防火設備（政令第112条第14項の規定に適合する防火設備に限る。）を設けること。
  - (2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。
  - (3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫又は自動車修理工場の内部に設けないこと。
- 2 前項第1号の規定により準耐火構造の床又は壁で区画する場合は、政令第112条第15項及び第16項の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、火災時における延焼の防止と災害時における円滑な避難を目的として、自動車車庫又は自動車修理工場の区画について定めたものである。

【解説】

1. 「他の用途に供する部分との区画」について（第1項）

「他の用途に供する部分との区画」について整理をすると、次のとおりです。

■表4：「他の用途に供する部分との区画」

適用範囲	床・壁の構造	開口部の構造
第51条第2項に規定する自動車車庫又は自動車修理工場 ・自動車収容部分が避難階以外の階にあるもの ・自動車収容部分の上に2以上の階のあるもの ・自動車収容部分のある階の直上階の床面積が100㎡以上のもの	準耐火構造 (※1)	特定防火設備
上記以外の自動車車庫又は自動車修理工場	準耐火構造	防火設備 (※2)

※1：政令第115条の2の2第1項第1号

※2：政令第112条第14項